

# 群馬大学医学部附属病院検査部規程

	平成 16. 4. 1	制定
改正	平成 17. 4. 1	平成 19. 4. 1
	平成 20. 4. 1	平成 26. 4. 1
	平成 30. 4. 1	

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学医学部附属病院検査部（以下「検査部」という。）に関して必要な事項を定める。

## (目 的)

第 2 条 検査部は、臨床検査の実施、検査結果の報告と管理、臨床検査に関するコンサルテーションを通じて診療に貢献し、併せて医学教育・臨床研究への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に寄与することを目的とする。

## (業 務)

第 3 条 検査部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 検体採取業務に関すること。
- (2) 検体検査業務に関すること。
- (3) 生理機能検査業務に関すること。
- (4) 臨床検査に関するコンサルテーション及び診療業務に関すること。
- (5) 臨床検査の精度管理に関すること。
- (6) 各科の診療支援に関すること。
- (7) 各科の研究支援に関すること。
- (8) 医学部医学科及び保健学科学生の教育に関すること。
- (9) 卒後教育に関すること。
- (10) 検査部の管理・運営に関すること。
- (11) その他臨床検査の業務に関すること。

## (職 員)

第 4 条 検査部に、部長及び技師長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 検査部副部長
- (2) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち検査部の担当を命ぜられた者
- (3) 医療技術職員
- (4) その他必要な職員

## (運営委員会)

第 5 条 検査部の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院検査部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は検査部の運営に関する事項を審議する。

## (組 織)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 検査部長
- (2) 検査部副部長

- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち検査部の主担当を命ぜられた者
- (4) 検査部技師長
- (5) 検査部副技師長
- (6) 検査部各室主任
- (7) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (8) 中央診療施設等の各部から選出された者 各1人
- (9) 看護部長
- (10) 総務課長及び医事課長

(任期)

第7条 前条7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、検査部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、検査部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、検査部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。